

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月15日
条例の題名	三重県家畜保健衛生所手数料条例	公 布 日	昭和53年7月7日
条例番号	昭和53年三重県条例第27号	直 近 改 正 日	平成21年3月25日
所管部局課	農林水産部農畜産課	電 話 番 号	059-224-2544
条例の概要	地方自治法第227条の規定に基づき、三重県家畜保健衛生所において、家畜の検査、投薬、注射、薬浴、処置等を受けようとする者に対する手数料の徴収等に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第227条の規定により特定の者のためにする事務について手数料を徴収することができ、同法第228条の規定により手数料に関する事項は条例で定めることが必要
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要。また、当該手数料が発生する検査には家畜伝染病予防法第5条に基づく監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等を含むものであり、法定検査である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	家畜伝染病予防法第5条に基づく告示検査は毎年実施。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第227条、法第228条第1項の規定による。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	検査手数料は三重県証紙により家畜保健衛生所へ直接納付することで、実務上の食い違いは生じない
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	法定検査はその趣旨から家畜飼養者に応分の負担を課すところであり、実効性を欠くことになる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	技術革新による新たな検査方法や、診断基準の変更がありうる為、今後も時代に即した手数料条例の追加検討が必要であるが、現状においては追加されるべき規定はない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	家畜伝染病予防法第5条の法定検査においては、本県手数料事務所用経費の算出結果を基礎とし、他府県の状況も踏まえた設定。また、その他の検査は昭和30年農林省告示第778号「農業災害補償法施行規則」により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件」に基づき算定した点数に10円を乗じて得た金額としており、配分は適正。

	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	畜産動物を飼養する特定の者に対しての事務手数料の徴収であり限定的なもの		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	畜産動物を飼養する特定の者に対しての事務手数料の徴収であり限定的なもの		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理 由		特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がない		納付される当該手数料収入は、当該検査に必要な医薬材料費や事務等に要する経費として使用される。		無
					有効期限に関する規定の有無
					無